

©令和元年度ふくしのスローガン

「途切れなく 笑顔のバトン 福祉の手」

社協だより

オレンジハート

No. 169

令和2年7月15日発行

編集・発行

ふれあいネットワーク

社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1

TEL 0244-24-3415

FAX 0244-24-1271

http://www.m-somashakyo.jp

shakyo@m-somashakyo.or.jp



社協HP



毎日笑顔あふれる♪

あすなるデイサービスセンター

レクリエーション

あすなるデイサービスセンター（小高区）の6月のレクリエーションでは、お菓子作りや風船バレーなどを楽しみました。お菓子作りでは、震災前まで和菓子店を営んでいた利用者さんに、粉を合わせるタイミングなど、本格的な指導をいただきながら餡とホイップクリームをはさんだら焼きを作りました。生地の大きさや形、焼き加減など、なかなか難しかったのですが、利用者の皆さんは器用な方ばかりで、とても上手な出来栄えに素敵な笑顔でポーズをとってくれました。

風船バレーでは、チームを作って試合をし、真剣勝負で盛り上がりました！体を動かしながら笑いあふれるレクリエーションとなりました。



この広報誌は皆様から寄せられた「社協会費」・「赤い羽根共同募金配分金」が活用されています



「健康で安心して暮らすこと」をキーワードに
令和元年度南相馬市社会福祉協議会事業概要報告

I. 市民に開かれた社協づくり

1. 地域福祉活動推進事業

(1) 地域福祉活動計画の評価

- ① 地域福祉懇談会
- ② 「第3次地域福祉活動計画(2019～2022年度)」に基づく事業展開

(2) 社協会費を活用した地域福祉事業の推進

- ① 地域間三世代交流事業助成事業
- ② ふくしのスローガン募集事業
- ③ 社会福祉法人連絡会

(3) 福祉基金を活用した地域福祉事業の推進

- ① 福祉基金助成事業
- ② 小高社協会館改修工事
- ③ ふれあいサロン助成事業
- ④ ニコニコ元気塾事業

(4) 地域福祉活動の推進

- ① 住民参加による地域福祉活動
- ② 福祉のまちづくり推進
- ③ 社協だより「オレンジハート」発行、ホームページ・ツイッターの運用
- ④ 地域福祉講演会の開催
- ⑤ 民生委員・児童委員協議会との連携
- ⑥ 共同募金活動への協力と事務取扱
- ⑦ 日本赤十字社活動への協力と事務取扱
- ⑧ 福島いのちの電話への協力

(5) 高齢者・障がい者等のための活動

- ① ひと暮らし暮らし高齢者・高齢者世帯のふれあい交流会等
- ・高齢者ふれあい交流会【七夕会・忘年会】
- ・高齢者のつどい(原町区:地域開催)
- ・高齢者ふれあい交流会(鹿島区)
- ・シニアふれあいのつどい(小高区)

- ② 外出支援サービス事業(市受託)
- ③ 車いす同乗軽自動車貸出事業(市受託)

- ④ 障がい者社会参加事業(市受託・共同募金配分)
- ・手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣
- ・手話入門講座の実施
- ・声の広報(音訳CD)を視覚障がい者等へ配布
- ・朗読講習会
- ・手話奉仕員養成講座(基礎課程)

- ・障がい者スポーツ交流事業
- ・障がい者ふれあい交流事業
- ⑤ 失語症友の会(ひめさゆりの会)
- ⑥ 障がい者等への福祉機器の貸出

(6) 福祉サービス利用援助事業の推進

- ① 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)
- ② 福祉サービス利用援助事業(本会独自)
- ③ 成年後見制度の啓発
- ・権利擁護入門講座

- ・成年後見制度市民後見人養成講座
- ・成年後見制度市民後見人養成フォローアップ講座

(7) 生活困窮者への総合的な支援

- ① 生活困窮者自立支援事業(市受託)
- ② フードバンク事業(本会独自)

(8) 低所得者への生活資金の貸付

- ① 生活福祉資金貸付事業(県社協受託)
- ② 生活援助資金貸付事業

(9) 総合相談事業の実施

- ① ハートフルサポート出張相談会

(10) 児童の健全育成・子育て支援活動

- ① 仲町児童センター、高平児童館
- ② ファミリーサポートセンター事業
- ③ 未就学児親子・子ひとり親家庭の交流事業
- ④ 子育てサロン(なないろサロン)
- ⑤ 子どもニコニコ元気塾

(11) 地域に「出向く活動」の推進

- ① 地域における福祉教育の推進(出前講座)
- ・講話等
- ・福祉体験学習(高齢者疑似体験)

(12) 地域における公益的な取組

- ① 「地域における公益的な取組」として、市内の社会福祉法人による「連絡会」を開催

活動(県社協受託)

- ・巡回訪問
- ・サロン活動
- ・男のつどい
- ・にじいろ交遊会
- ・県内被災者支援連絡調整会議出席

(2) 高齢者等サポート拠点(南相馬サポートセンター)希望管理運営業務の強化

- 《県受託》
- ① 総合相談・無料法律相談の実施
- ② 安否確認等(巡回・電話・来所)
- ③ いきいきデイサービス事業
- ④ ニコニコ元気塾
- ⑤ サポートサロン

II. 質の高いサービスの提供

(1) 会員会費制度の在り方と会員の増強・啓発

- ① 一般会員会費 5,032,100円
- ② 特別会員会費 2,222,500円
- ③ 賛助会員会費 1,950,000円

(2) 理事会、評議員会、監事監査及び各委員会の機能強化

(3) 南相馬市ボランティアセンターの設置運営

- ① ボランティア活動の推進
- ・南相馬市ボランティアセンターの運営
- ・サマーショートボランティアスクールの開催
- ・児童、生徒のボランティア活動の普及
- ・ボランティア入門講座
- ・防災ボランティア養成講座
- ・傾聴ボランティア講座

(5) 通所介護事業(デイサービスセンター)

- ・通所介護事業(あすなろ、ひまわり、すみれデイサービス)
- ・預かりデイサービス 緊急時の一時的利用援助
- ・総合事業サービス

III. 地域包括支援センター

② 台風19号による災害ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア連絡協議会(鹿島・原町)の運営支援
- ・福祉学習支援ボランティア養成講座

(1) 総合相談支援業務

- ② 介護予防ケアマネジメント業務
- ③ 配食サービス事業アセスメント調査
- ・申請代行業務
- ・実態把握数
- ・家族介護教室

IV. 在宅福祉サービス事業(介護保険事業)

(1) 居宅介護支援事業

- ・原町区
- ・鹿島区

(2) 訪問介護事業

- ・訪問介護、介護予防訪問介護
- ・総合事業サービス

(3) 居宅介護事業

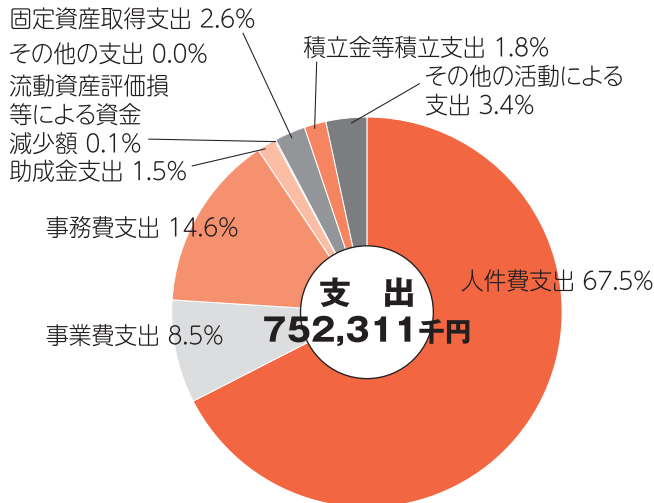
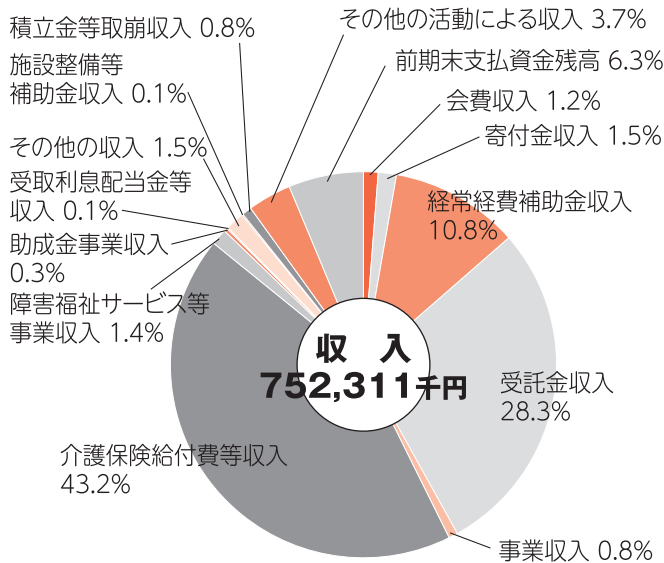
- ・障がい者総合支援法に基づく居宅介護、難病、労災等患者に対するサービス

(4) 訪問入浴介護事業

- ・訪問入浴介護、難病・労災等患者に対する訪問入浴介護サービス

令和元年度 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 収支決算

資金収支計算書



収入	752,311千円	
(単位:千円)		
会費収入	9,204	1.2%
寄付金収入	11,466	1.5%
経常経費補助金収入	81,460	10.8%
受託金収入	213,241	28.3%
事業収入	5,731	0.8%
介護保険給付費等収入	324,753	43.2%
障害福祉サービス等事業収入	10,250	1.4%
助成金事業収入	2,072	0.3%
受取利息配当金等収入	826	0.1%
その他の収入	11,641	1.5%
施設整備等補助金収入	840	0.1%
積立金等取崩収入	6,063	0.8%
その他の活動による収入	27,506	3.7%
前期末支払資金残高	47,258	6.3%
収入計	752,311	100.0%

※繰入金収入を除く(内部取引消去)

支出	752,311千円	
(単位:千円)		
人件費支出	507,995	67.5%
事業費支出	64,244	8.5%
事務費支出	109,969	14.6%
助成金支出	11,509	1.5%
その他の支出	151	0.0%
流動資産評価損等による資金減少額	167	0.1%
固定資産取得支出	19,280	2.6%
積立金等積立支出	13,581	1.8%
その他の活動による支出	25,415	3.4%
支出計	752,311	100.0%

※拠点区分間の資金移動額を除く(内部取引消去)

令和元年度 福祉基金管理運営事業

■事業別支出内訳

説明	項目	令和元年度 実績
基金運営経費	金額	1,967,833円
ニコニコ元気塾事業	人数	延べ1,528人
	金額	2,041,282円
ふれあいサロン助成事業	件数	延べ1,520件
	金額	4,408,875円
福祉基金助成事業	件数	58件
	金額	3,724,827円
合計	金額	12,142,817円

■寄付金収入内訳

説明	項目	令和元年度 実績
ご遺志金	件数	264件
	金額	7,105,000円
一般寄付	件数	44件
	金額	1,889,052円
その他指定寄付	件数	14件
	金額	239,397円
合計	件数	322件
	金額	9,233,449円

■その他の支出内訳(施設整備)

内容	金額
小高社協会館改修工事	9,774,000円

※寄付金の使途については5ページ「おしえて社協さん」にも掲載しています。

<コロナ ガイドライン策定>


新しい生活様式下における地域福祉活動再開のガイドライン

南相馬市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス「新しい生活様式」に基づき、各種地域福祉活動の再開に向けた基本指針(ガイドライン)を策定しました。

まだウイルス感染が心配される状況下において地域福祉活動を再開するには、不安や必要な対策が多くあります。今、何らかの支援を必要としている人たちのために、“新しい生活様式”の下で地域福祉にかかわる人たちが安心して支えあい活動が展開できるようになるための指針となれば幸いです。

新型コロナウイルス 新しい生活様式下での 地域福祉活動の再開 基本指針 (ガイドライン)

令和2年(2020年)6月12日

 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

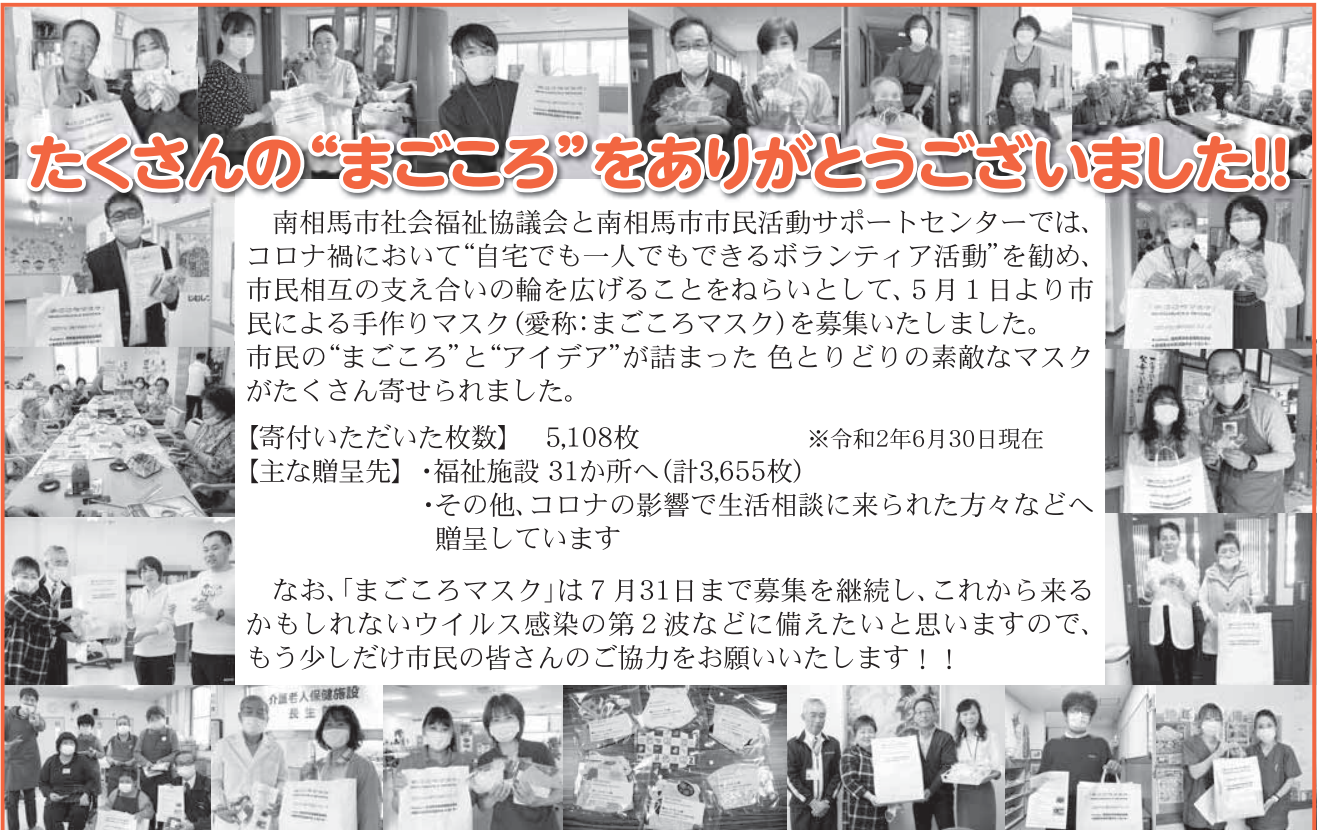
2. 共通のメッセージ

「会えなくても 集まれなくても、つながろう！」

3. 活動(事業)再開にあたっての共通条件

- ① 「3つの密」(密集・密接・密閉)を回避すること。また、屋内での活動(事業)の場合は、30分に1回の換気を行うこと。
- ② 「マスク着用」、「手洗い」、「消毒」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ③ 人との間隔をできる限り2m(最低でも1m)確保するように努めること。
- ④ 発熱等の症状のある人や 体調がすぐれない人が活動(事業)に参加されないよう、開始前の「検温」と「体調の確認取り」を行い、参加者と従事者等の体調確認を徹底に行うこと。
37.5℃以上の熱がある時は参加しない(お断りする)。
- ⑤ 屋内での活動(事業)は100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること。
屋外での活動(事業)は200人以下、かつ上記3の指針をクリアしていること。
かつ、参加者の所在が把握できること。
- ⑥ 不要不急なものや代替手段をとれるものについては、中止延期または代替での開催とすること。
- ⑦ 市民(参加者等)の命を守るための「最善策」を検討し、活動(事業)内容の精選と重点化を図ること。

※基本指針の全文(冊子)は、本会ホームページにてご覧になれます。(URL: <http://www.m-somashakyo.jp>)



たくさんの“まごころ”をありがとうございました!!

南相馬市社会福祉協議会と南相馬市市民活動サポートセンターでは、コロナ禍において“自宅でも一人でもできるボランティア活動”を勧め、市民相互の支え合いの輪を広げることをお願いとして、5月1日より市民による手作りマスク(愛称:まごころマスク)を募集いたしました。市民の“まごころ”と“アイデア”が詰まった色とりどりの素敵なマスクがたくさん寄せられました。

【寄付いただいた枚数】 5,108枚 ※令和2年6月30日現在
 【主な贈呈先】 ・福祉施設 31か所へ(計3,655枚)
 ・その他、コロナの影響で生活相談に来られた方々などへ贈呈しています

なお、「まごころマスク」は7月31日まで募集を継続し、これから来るかもしれないウイルス感染の第2波などに備えたいと思いますので、もう少しだけ市民の皆さんのご協力をお願いいたします!!

みんなにはー生活支援相談室です

被災者支援事業

サロンのお知らせ

※サロンに参加される方は感染
症予防のため、マスクの着用
をお願いします。

『社協ゆいゆい広場』

令和2年7月のサロンは中止
となります

令和2年8月26日(水)

※状況により変更となる場
合があります

◆会場 原町区福祉会館

◆参加費 100円(初回無料)

◆問い合わせ・申込先

生活支援相談室(原町担当)

☎(0244)2615107

『おだかサロン』

令和2年7月のサロンは中止
となります

令和2年8月19日(水)

※状況により変更となる場
合があります

◆会場

小高老人福祉センター

※新年度より会場が変わり
ました

◆参加費 100円(初回無料)

◆問い合わせ・申込先

生活支援相談室(小高担当)

☎(0244)2615107

福島市に避難されている方

『ホッとサロン(つづ)』

新型コロナウイルス感染症の
状況や施設利用の可否等を
含め再開時期を検討中です。
開催が決定した際にはお知ら
せいたします。

◆問い合わせ先

福島市社会福祉協議会

総務課地域福祉課

☎(024)53318881



～ ボラセンだより ～

会わなくても、集まらなくても、地域でつながる取組み
『お電話等で声かけ・見守り活動』

社会福祉協議会では、地域の各福祉団体の皆さん
と協力して、地域で関わっている高齢者や障がい者
の方などへ定期的に電話等で声かけなどをしていた
だく「声かけ・見守り活動」をすすめています。

地域で暮らす高齢者や障がい者の中には、外出自粛
が長期化したことにより、さまざまな体調の変化や不
安を抱えている方がいることも報告されています。

このような時だからこそ出来るボランティア活動
があります。もちろん、活動の仲間同士でも構いませ
ん。お互いに感染リスクを最小限にしながらも、日頃
から活動で関わっている方へ「元気ですか?」「変
わったことはありませんか?」などの声かけを無理
のない範囲でさせてみるのはいかがでしょうか?

万が一、心配な方がいらっしゃった場合は、社会福
祉協議会へご連絡をお願いします。

◆ボランティアに関する 相談・連絡先は?

南相馬市社会福祉協議会 ボランティアセンター
(地域福祉課 内)

☎ 24-3415 / FAX 24-1271

Mail shakyo@m-somashakyo.or.jp



WAの〇〇

息子が好きな子のためにカップケーキを一生懸命手作り
しました♪

誕生日プレゼントに渡して喜んでもらえたそうです♪

あすなるデイサービス k

Q&A おしえて社協さん

Q 社協への寄付金やご遺志金は何に使われている
のですか?

A 社会福祉協議会では、個人・団体・企業などの皆
さまからいただいた寄付金・ご遺志金は、住民
主体の交流事業やサロン事業などの地域福祉
活動やボランティア活動の調整・支援事業のほ
か、高齢者・障がい者の方への福祉機器貸出し
などの在宅福祉サービス、子育て中の方や生活
困窮者への支援、フードバンク事業等に活用さ
せていただいています。

寄付金・ご遺志金は地域福祉を推進するた
めの貴重な財源となっています。なお、社会福祉
法人である本会に対する寄付(※社協会費は除
く)は、所得税や住民税・法人税の優遇措置の対
象となります。(下記参照)

・個人の場合

確定申告等によって、所得税法(第78条)の「寄付金控除」およ
び地方税法上(住民税)の「寄付金税額控除」を受けることがで
きます。

・法人の場合

確定申告によって、寄付された金額の一部を法人税法(第37
条)の規定により、「損金算入」することができます。

※個人・法人いずれの場合にも、本会が発行する領収書が必要となり
ますので、大切に保管してください。
※詳細は、所轄の税務署等へお問合せください。

より多くの皆さまからのご支援を心よりお願い申し
上げます。

◆問い合わせ先

総務課(原町区) ☎(0244)24-3415

